

中古住宅市場活性化ラウンドテーブル 規約

(名称)

第1条 本会は、「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル」（以下「ラウンドテーブル」という。）と称する。

(目的)

第2条 ラウンドテーブルは、中古住宅の建物評価改善等の取組が真に市場に定着していくこと等を目指し、国土交通省や中古住宅流通に携わる民間事業者等のいわゆる実物サイドと、金融当局や金融機関などの金融サイドとの間の、率直かつ自由な意見交換を通じて現状認識や問題意識を共有することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 ラウンドテーブルの委員は、業界関係者のうちから、住宅局長が任命する。

(会議)

第4条 ラウンドテーブルの議事運用は、事務局にて行う。

2 事務局は、議長としてラウンドテーブルの議事を整理する。

3 事務局は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ラウンドテーブルに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

4 ラウンドテーブルの議事は、非公開とする。

5 ラウンドテーブルの議事内容については、委員の確認を得たのち、国土交通省のホームページにおいてその概要を必要な範囲において公開する。

6 ラウンドテーブルの資料については、委員に確認の上、了解される範囲において公開とする。

(事務局)

第5条 ラウンドテーブルの事務局は、国土交通省住宅局住宅政策課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、住宅局長が定める。